主 文 本件各控訴を棄却する。 理 由

被告人Aの弁護人斎藤実、被告人Bの弁護人加藤広国の各論旨は同弁護人ら提出の各控訴趣意書にそれぞれ記載する通りであるからこれを引用する。

一、斎藤弁護人の論旨について

加藤弁護人の論旨について

〈要旨第二〉しかし原審拳示の証拠によると、被告人は米の生産者として本件収穫米の売渡を為すに当り、その相手方の〈/要旨第二〉認識について、所論の如き錯誤を抱いた事情を認め得られないでもないが、行為の有する違法性について十分にとれを認識しながら本件不法の売買契約を締結して即時その米の引渡と代金の授受を行い履行を完了したところを見れば、契約の相手方の如何は本件契約の要素となるものではたく従つて、その点に関する所論被告人の錯誤は何ら契約の成立並に犯罪の責任に消長を及ぼすものではない。又本件違反の数量並に諸般の情状に照らし原審罰金参万円の量刑はさして過重とも認められない。所論は採用出来ない。

そこで各被告人の控訴は理由がないので刑事訴訟法第三百九十六条により主文の

通り判決する。

(裁判長判事 吉村国作 判事 小山市次 判事 沢田哲夫)